

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
II 記載要領及び留意事項	II 記載要領及び留意事項
関税法関係	関税法関係
関税〈内国消費税及び地方消費税兼用〉納期限延長（特例申告）申請書 (C-1006)	関税〈内国消費税及び地方消費税兼用〉納期限延長（特例申告）申請書 (C-1006)
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 申告税関官署及び延長後の納期限が同一である複数の特例申告について申請する場合は、「特例申告納期限延長申請内訳表」(C-1006-2)を使用しても差し支えない。この場合において、申請書の「納期限の延長を受けようとする特例申告書の提出年月日」、「納期限の延長を受けようとする特例申告書の番号」及び「納期限の延長を受けようとする税額」欄は、「別紙のとおり」と記載する。	(2) 申告税関官署及び延長後の納期限が同一である複数の特例申告について申請する場合は、「特例申告納期限延長申請内訳表」(C-1006-2)を使用しても差し支えない。この場合において、 <u>各葉を「申請者」又は「代理人」欄に押なつされた印で割印するとともに、申請書の「納期限の延長を受けようとする特例申告書の提出年月日」、「納期限の延長を受けようとする特例申告書の番号」及び「納期限の延長を受けようとする税額」欄は、「別紙のとおり」と記載する。</u>
(3) (省略)	(3) (同左)
(4) <u>担保の提供を行わない場合は、「提供した担保」欄を抹消する。</u>	(4) (新設)
(5) (省略)	(5) (同左)
(6) (省略)	(6) (同左)
担保提供書 (C-1090-1)	担保提供書 (C-1090)
(1)及び(2) (省略)	(1)及び(2) (同左)
(3) 据置担保の提供の場合は、「(令和 年 月 日に申告した輸入(納税)申告番号により)」を削除した上、必要事項を記載する。	(3) 据置担保の提供の場合は、「(令和 年 月 日に申告した輸入(納税)申告番号により)」を削除した上、必要事項を記載する。
(例) <u>包括納期限延長</u> の場合 「私(当社)が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に輸入許可を受ける貨物に対する <u>包括納期限延長</u> のための担保を、下記のとおり提供します。」 <u>(削除)</u>	(例) <u>イ. 保全担保</u> の場合 「私(当社)が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に輸入許可を受ける貨物に対する <u>関税等の保全</u> (通知番号〇〇〇〇)のための担保を、下記のとおり提供します。」 <u>ロ. 保全担保と特例申告納期限延長に係る担保との併用担保の場合</u> 「私(当社)が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に輸入許可を受ける貨物に対する <u>関税等の保全</u> (通知番号〇〇〇〇)のための担保を、下記のとおり提供します。」

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(4) (省略)</p> <p>(5) 「担保の金額」欄には、担保物件の価額を記載する。</p> <p>(6) (省略)</p> <p><u>(7)及び(8) (削除)</u></p>	<p>○○○○) 及び特例申告納期限延長のための担保を、下記のとおり提供します。」</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 「担保の金額」欄には、担保物件の価額を記載する。 なお、保全担保が併用担保である場合は、「担保金額」欄のかつて書に、保全担保に係る提供額を内書きで記載する</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) 保全担保の提供の場合には、「担保提供命令額」欄に、担保提供命令通知書（変更の場合は、担保提供命令変更通知書）に記載された額（変更の場合は、変更後の額）を記載する。</p> <p>(8) 保全担保の提供があつた場合には、担保預り証の「保全担保登録票番号」欄に、保全担保の担保登録票番号を記載する。</p>

担保提供書（保全担保用）（C-1090-2）

(1) 「輸入者符号」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。

(2) 個別担保の提供の場合は、「（令和　年　月　日から令和　年　月　日までの間）に輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける貨物又は」を削除した上、必要事項を記載する。

(3) 据置担保の提供の場合は、「令和　年　月　日に特例申告番号により申告し、」を削除した上、担保の提供原因に応じ必要事項を記載する。

(例) イ. 特例申告に係る保全担保の場合

「私（当社）が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に輸入許可を受ける貨物に係る関税等の保全（通知番号〇〇〇〇）のための担保を、下記のとおり提供します。」

ロ. 特例申告に係る保全担保と特例申告納期限延長に係る保全担保との併用担保の場合

「私（当社）が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

(新設)

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の間に輸入許可を受ける貨物又は納期限の延長を受ける特例申告貨物に係る関税等の保全（通知番号〇〇〇〇）のための担保を、下記のとおり提供します。」</p> <p>(4) 「担保の種類及び表示」欄には、提供した担保の内容を具体的に記載する。</p> <p>(例) イ. 保証人の場合 「保証書、保証人 〇〇銀行〇〇支店」</p> <p>ロ. 金銭の場合 「金銭供託年月日 令和〇年〇月〇日 供託番号 〇〇年度 証第〇〇号 供託金額 金 〇〇〇〇〇円」</p> <p>(5) 「担保金額」欄には、担保物件の価額を記載する。 なお、特例申告に係る保全担保が併用担保である場合は、「担保金額」欄のかっこ書きに、当該保全担保に係る提供額を内書きで記載する。</p> <p>(6) 「※本税限度額」欄には、提供された担保について税関が担保価額の評価をした場合に、その金額を記載する。</p> <p>(7) 関税法第7条の8又は第9条の2第3項後段による担保の提供を命じられている場合は、「担保提供命令額」欄に、担保提供命令通知書（変更の場合は、担保提供命令変更通知書）に記載された額（変更の場合は、変更後の額）を記載する。</p> <p>(8) 担保預り証の「保全担保登録票番号」欄に、保全担保の担保登録票番号を記載する。 なお、併用担保である場合には、「担保登録票番号」欄に、保全担保以外の担保登録票番号を記載する。</p>	